

第3期子ども・子育て支援事業計画

奥尻町

目 次

第1章 計画の概要

1. 第3期計画策定の趣旨	2
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	3
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定体制	5
(1) 子ども・子育て会議の設置	5
(2) アンケート調査の実施	5
(3) 国・道との連携	5

第2章 本町の現状

1. 人口の動向	8
(1) 奥尻町の人口推移	8
(2) 世帯の推移	9
(3) 出生数の推移	9
(4) 婚姻と離婚	10
(5) 女性の就労の状況	11
2. 子育て支援の状況	12
(1) 保育所利用の状況	12
(2) 幼稚園の状況	13
3. 将来人口推計	14

第3章 基本理念

1. 基本理念	16
---------	----

第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	18
2. 教育・保育提供区域の設定	19
(1) 教育・保育提供区域の考え方	19
(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項	19
(3) 本町の教育・保育提供区域について	19
3. 保育の必要性の認定について	20
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容	21
(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）	21
(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）	22
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容	23
(1) 利用者支援事業	23
(2) 地域子育て支援拠点事業	23
(3) 一時預かり事業	24
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	25
(5) 養育支援訪問事業	25

(6) ファミリー・サポート・センター事業	25
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	26
(8) 延長保育事業	26
(9) 病児・病後児保育事業	26
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	27
(11) 妊婦健康診査事業	27
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	28
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	28
6. 子ども・子育て支援給付に係る	
教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	29
(1) 認定こども園の普及及び推進	29
(2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進	29
(3) 産後の休業及び育児休業後における	
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	29
7. 援助を必要とする子どもへの支援	30
(1) 子どもに関する専門的な知識及び技術を	
要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	30
(2) 子どもの貧困対策の推進	30

第5章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務	36
2. 計画の推進に向けた役割	37
(1) 行政の役割	37
(2) 家庭の役割	37
(3) 地域社会の役割	37
(4) 企業・職場の役割	37
(5) 各種団体の役割	37
3. 計画の推進に向けた3つの連携	38
(1) 市町村内における関係者の連携と協働	38
(2) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働	38

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 第3期計画策定の趣旨

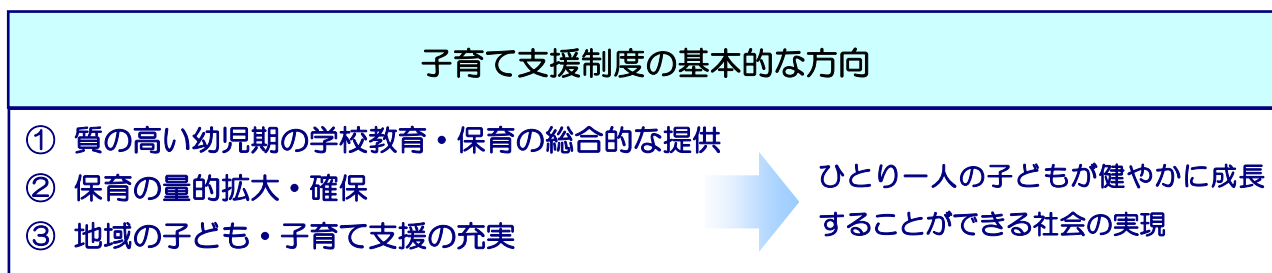
奥尻町では子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、令和2年度から令和6年度を計画期間として第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

この計画に基づいて事業展開してきましたが、児童数やニーズ量の見込から見ても民間事業者の参画が見込めず、また、離島であるがゆえに近隣自治体と共同事業展開もできない奥尻町では全てを町直営事業で賄わなければならない、新規事業展開については人的にも施設(場所)的にも財源的にも実施が困難な状況が続いています。

しかしながら、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など子育て世代のライフスタイルは常に変化しており、身近な地域に相談できる相手がないといった子育てにおける孤立感や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されているなか、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて子ども・子育てを支援する枠組みは維持、拡大をしていかなければなりません。

以上のことを踏まえ、アンケート調査を基にしてニーズ量の見込みの見直しを行い、一部新規事業展開を行うべく第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

2. 子ども・子育て支援制度の概要



(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けて、平成 26 年に「認定こども園」制度が改正され、幼児教育と保育を一体的に提供する体制を整え、幼児期の学校教育・保育に関する保護者の選択肢を増やしていくことを目指すとされています。

具体的には、4種類ある認定こども園（「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」）のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の設備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとされています。

(2) 保育の量的拡大・確保

保育の量（提供体制）の確保に向けては、保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けやすく改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することが目指されています。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ることとされています。

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦健診」などの事業の拡充を図ることとされています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりが目指されています。

3. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と一体的に策定した、本町の子ども・子育て支援の総合的な計画となります。

また、「地域福祉計画、障がい者基本・障がい福祉計画、保健事業実施計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

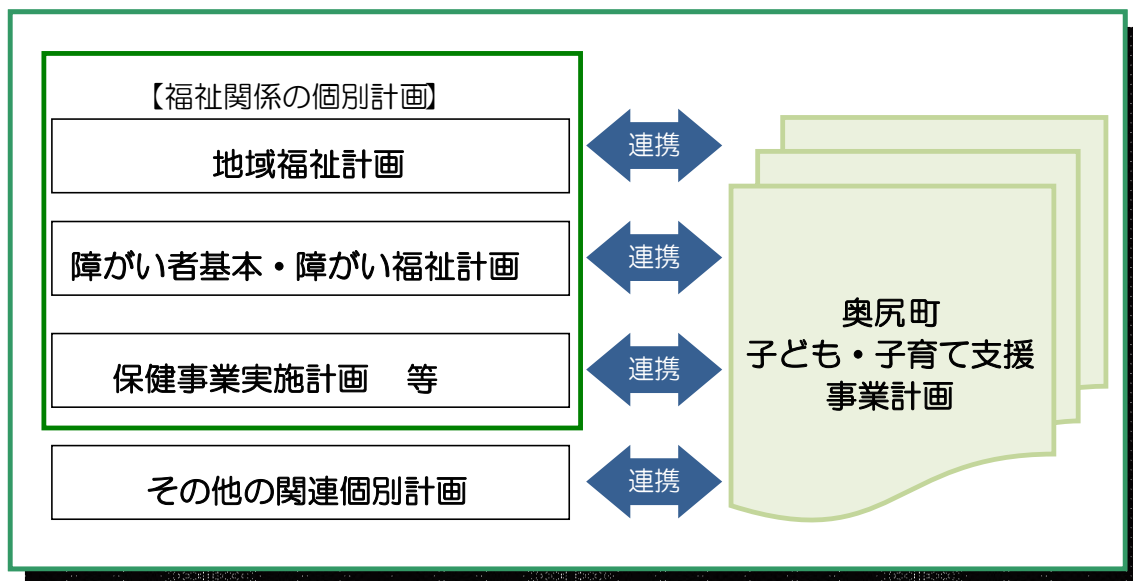
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抄）

（都道府県計画等）

第十条第二項 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

奥尻町発展計画

連携
整合性



第2章

本町の現状

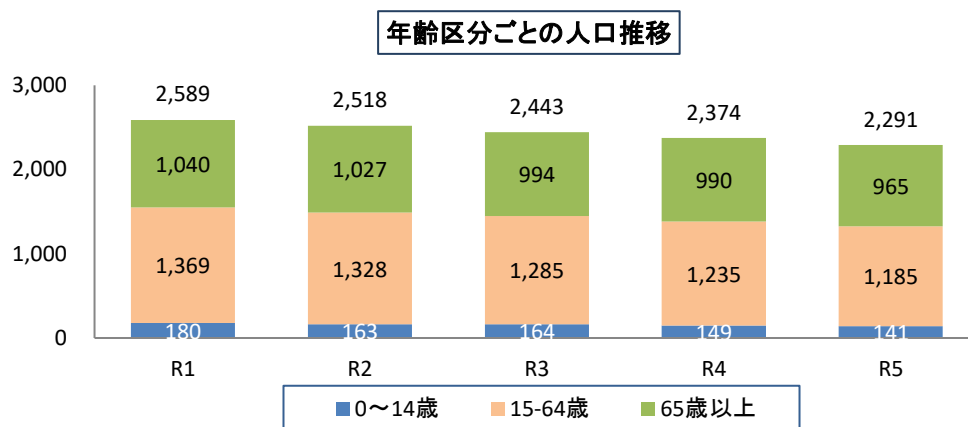
第2章 本町の現状

1. 人口の動向

(1) 奥尻町の人口推移

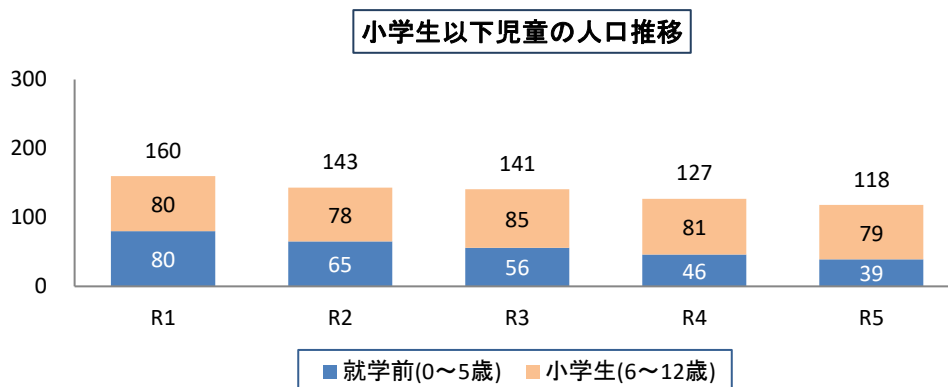
本町の人口は、令和元年の2,589人から令和5年の2,291人と年々減少しています。

年齢区分ごとの人口では、すべての世代で緩やかに減少していますが、高齢化率は増加傾向で推移しています。



各年10月1日現在

小学生以下の児童人口に関しては、就学前、小学生ともに減少傾向で推移しています。

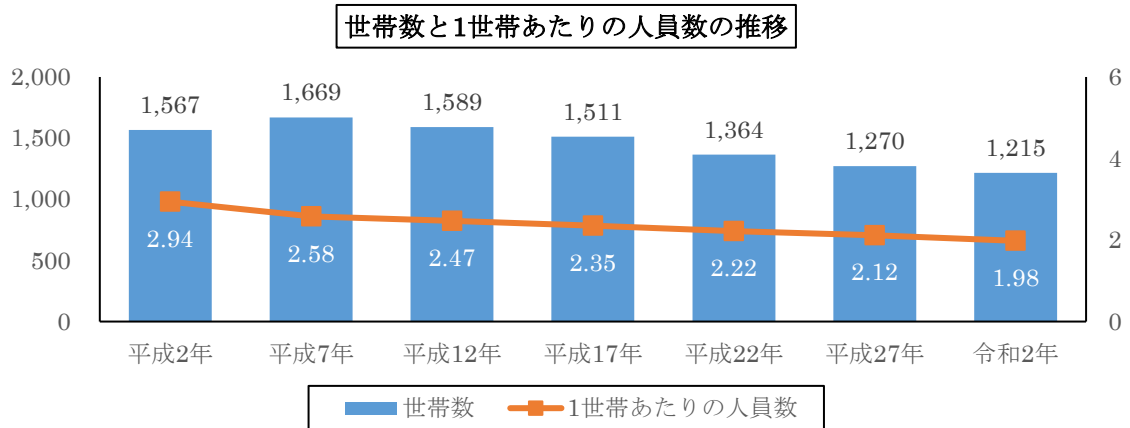


各年10月1日現在

(2) 世帯の推移

国勢調査による奥尻町の世帯数は、年度ごとの増減はあるものの、減少傾向で推移しています。

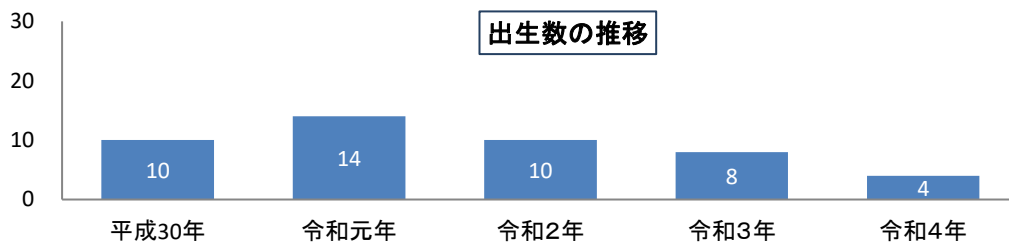
また、1世帯あたりの人員は、平成2年の2.94人から令和2年の1.98人と減少しており、人口の高齢化とともに、核家族化・単身世帯化の進行が見られます。



国勢調査

(3) 出生数の推移

平成30年以降の出生数で最も多かったのは、令和元年の14人で、最も少なかったのが令和4年の4人となっています。

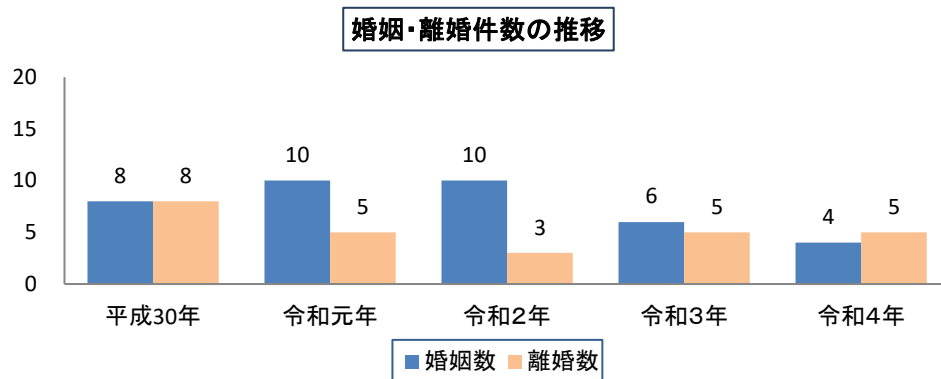


人口動態統計

(4) 婚姻と離婚

婚姻については、令和元年と令和2年が10件と最も多く、令和4年が4件と最も少なくなっています。

また、離婚については、平成30年が8件と最も多く、令和2年が3件と最も少なくなっています。

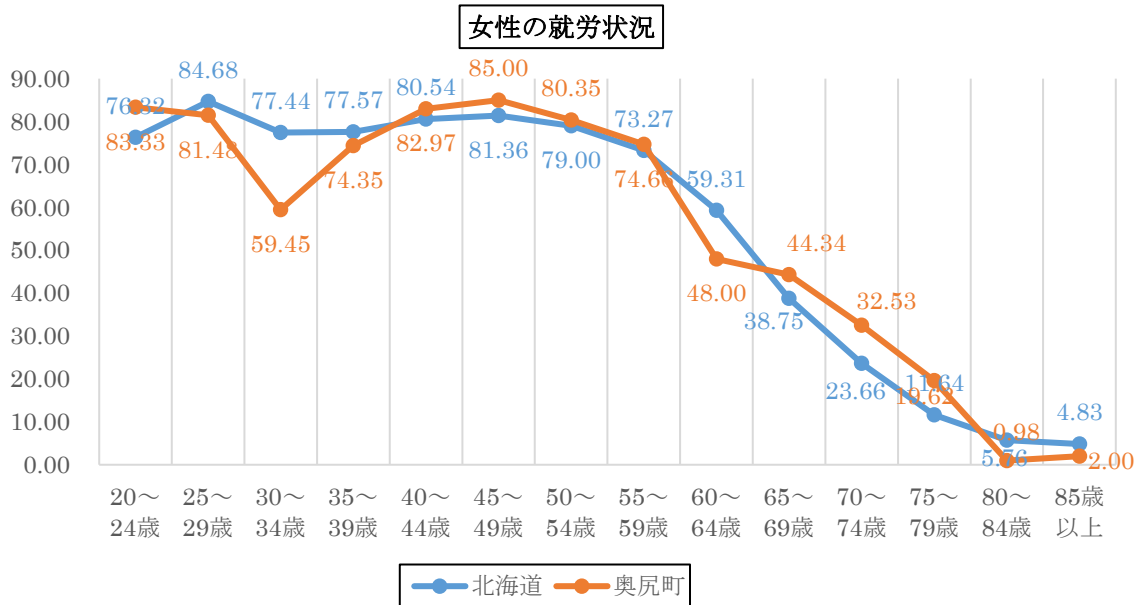


人口動態統計

(5) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

奥尻町における女性の就労状況を道平均と比較してみると、45-49歳の就労率が高く、30-34歳と60-64歳が低めとなっているほかは、道平均に近い就労率になっています。



令和2年 国勢調査

2. 子育て支援の状況

(1) 保育所利用者の状況

本町には、奥尻・青苗・東風泊・松江・赤石の5箇所の保育所がありましたが、奥尻・青苗は幼稚園に移行し、残りの3施設については、少子化に伴い閉所となりました。

平成23年3月に閉所した東風泊保育所の利用者数は、平成22年で12人でした。

本町では、保育所等でも3歳以上を対象としており、3歳未満の幼児に対応する施設等はありませんでした。

◎ 保育所等の経緯

- ① 奥尻幼稚園 昭和58年4月～
奥尻保育所 昭和35年4月20日～昭和58年3月

- ② 青苗幼稚園 昭和63年4月～
青苗保育所 昭和35年4月20日～昭和60年3月

- ③ 東泊風へき地保育所 昭和35年4月～平成23年3月

- ④ 松江へき地保育所 昭和35年4月～昭和63年3月

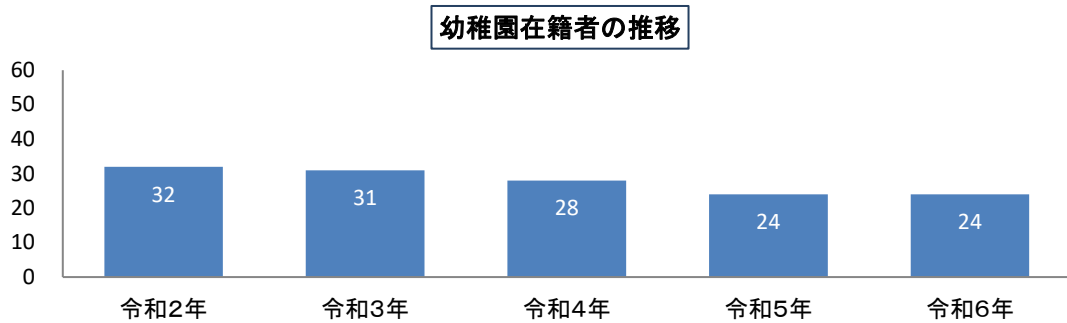
- ⑤ 赤石へき地保育所 昭和35年4月～昭和60年3月

(2) 幼稚園の状況

幼稚園入園者（年少）は、令和2年から令和6年の間で最も多いのは12人、最も少ないのは7人ですが、ほぼ横ばい傾向にあります。

幼稚園在籍者は、令和2年の32人から令和5年は24人となっており、緩やかな減少傾向にあります。

定員に対する利用者数をみると、すべての施設において、定員数を下回っています。



施設名	区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	定員数
奥尻幼稚園	年少	5	9	5	4	7	94
	年中	5	5	4	3	4	
	年長	6	7	11	9	6	
青苗幼稚園	年少	7	2	3	3	3	84
	年中	3	5	3	3	3	
	年長	6	3	2	2	1	
合計		32	31	28	24	24	178

各年5月1日現在

3. 将来人口推計

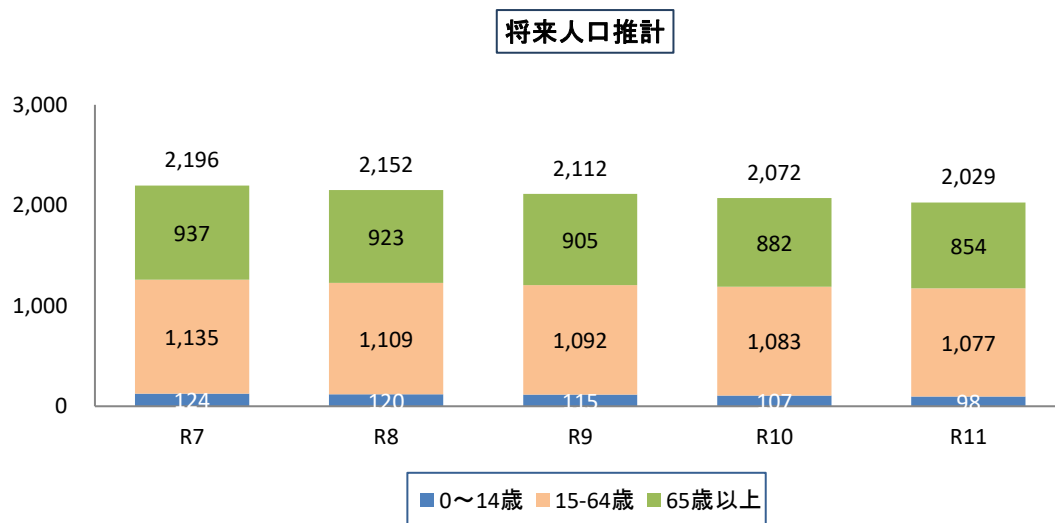
以下に、令和7年から令和11年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の令和11年には総人口が2,029人、年少人口が98人と見込まれています。

(単位：人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口(0～14歳人口)	124	120	115	107	98
未就学児(0～2歳)	19	18	18	19	20
未就学児(3～5歳)	14	15	16	17	15
小学生(6～11歳)	61	54	46	39	34
中学生(12～14歳)	30	33	35	32	29
生産年齢人口(15～64歳)	1,135	1,109	1,092	1,083	1,077
老年人口(65歳以上)	937	923	905	882	854
総人口	2,196	2,152	2,112	2,072	2,029

※コーホート法による推計



第3章

基本理念

第3章 基本理念

1. 基本理念

子どもたちが自ら遊びたくなり、親が安心して遊ばせることができるような環境を整備することが必要であり、あらゆる社会の人たちの協力を得ながら、きめ細やかな次世代育成支援対策を推進し、子どもを大切に育てる意識の醸成を目指すため、第2期計画において定めた基本理念を第3期計画においても継承し、各種施策に取り組みます。

基本理念 この島で子どもを育てたい！

第4章

子ども・子育て支援サービス

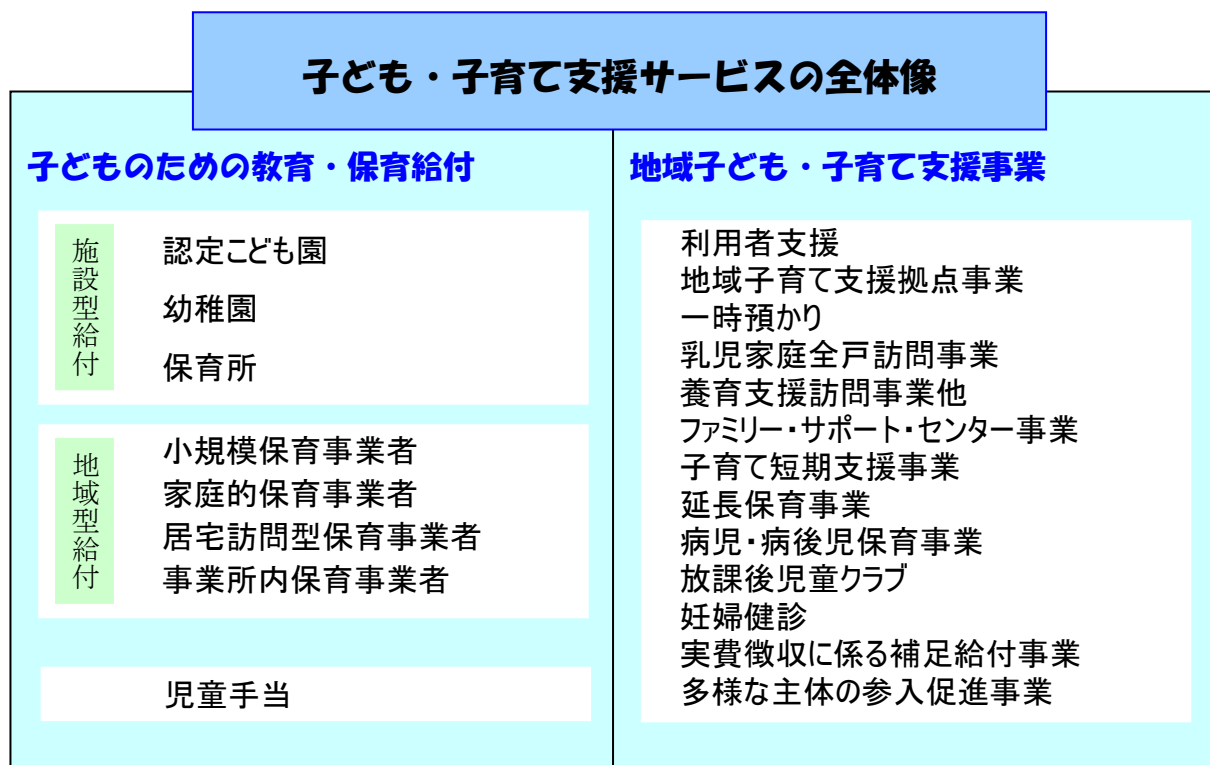
第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら二つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行うことであります。



2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

なお、国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none">●児童数や面積の規模●区域ごとに事業量の見込みが可能か●区域ごとに確保策を打ち出せるか	<ul style="list-style-type: none">●保護者の移動状況を踏まえているか●区域内で事業のあっせんが可能か●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 本町の教育・保育提供区域について

町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を検討します。

3. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第20条）を受けることが必要となっています。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用※ □：町内にはない施設

※ 地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合に対応。
(幼稚園を利用する保育認定を受けた子どもや、保育所を利用する教育標準時間認定を受けた子どもに対する給付など)

4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

奥尻町には該当する施設はありません。

【量の見込み】

(単位 人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	11	10	10	10	10
2号認定	6	5	5	5	5
3号認定(0歳)	5	5	5	5	5
3号認定(1歳)	0	0	0	0	0
3号認定(2歳)	0	0	0	0	0
B. 確保提供数	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
3号認定(0歳)	0	0	0	0	0
3号認定(1歳)	0	0	0	0	0
3号認定(2歳)	0	0	0	0	0
差異(B-A)	△11	△10	△10	△10	△10

【確保の方策】

本町には、保育所はあったものの3歳以上を対象としていたため、0歳～3歳未満に対応する施設等はありませんでした。

現在も、本事業は実施されていませんが、ニーズ調査による利用の希望があることから、第1期計画時より検討を行ってきましたが、2号認定のニーズについては代替施設として幼稚園で対応していること、3号認定のサービスニーズは少ないものであることから、新たな施設建設等によるサービス提供は人的・財政的・運営的にも難しい状況であり、今後の検討課題ではありますが、当面の間事業の実施は困難であると思われます。

(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相应した適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが奥尻町には該当施設はありません。

【量の見込み】

(単位 人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	23	19	18	17	18
B. 確保提供数	23	19	18	17	18
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと幼稚園の定員数(178)を比較すると、ニーズ量が大幅に下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

(1) 利用者支援事業

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築する事業です。

【実施状況】

令和2年4月1日から実施しています。

【確保の方策】

子ども家庭センター事業として、保健師等が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等の相談・助言業務に対応しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実施状況】

令和2年4月1日から実施しています。

【量の見込み】

(月・延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. 利用者数	107	110	105	105	105
確保方策					
B. 利用可能数	107	110	105	105	105
実施個所(箇所)	1	1	1	1	1
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

奥尻町健康づくりセンターにて、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(3) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【実施状況】

奥尻幼稚園は平成 25 年 4 月、青苗幼稚園は平成 26 年 10 月より、実施しています。

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	6,370	5,005	4,702	4,550	4,702
1号認定	546	429	403	390	403
2号認定	5,824	4,576	4,299	4,160	4,299
B. 確保提供数	6,370	5,005	4,702	4,550	4,702
実施個所数	2	2	2	2	2
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

奥尻町内 2 カ所において継続実施します。

②幼稚園における在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

【実施状況】

奥尻町では実施していません。

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. 利用者数	518	467	441	434	441
確保方策					
B. 利用可能数	0	0	0	0	0
実施個所(箇所)	0	0	0	0	0
差異(B-A)	△518	△467	△441	△434	△441

【確保の方策】

本事業は、現在奥尻町では実施していないものの、ニーズ調査による利用の希望があることから、対応方法などを検討します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

妊産婦・新生児等に対し保健師が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について指導助言を実施します。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問数	7	7	7	8	8

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問数	1	1	1	1	1

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

(6) ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実施状況】

奥尻町では実施していません。

【確保の方策】

本事業は、奥尻町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【実施状況】

奥尻町では実施していません。

【確保の方策】

奥尻町には児童養護施設などの対応する施設がないため実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施の予定はありません。

(8) 延長保育事業

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【実施状況】

奥尻町では実施していません。

【確保の方策】

奥尻町に認可保育所がないため実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施の予定はありません。

(9) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【実施状況】

奥尻町では実施していません。

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. 利用者数	81	73	69	68	69
確保方策					
B. 利用可能数	0	0	0	0	0
実施個所(箇所)	0	0	0	0	0
差異(B-A)	△81	△73	△69	△68	△69

【確保の方策】

本事業は、専用スペースの確保や事業に従事する看護師の確保などが困難なことから、ニーズ量が少ないため実施の予定はありませんが、今後に向けて検討を行います。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【実施状況】

奥尻町では実施していません。

【量の見込み】

（日・実人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	28	26	27	24	18
小学1年生	5	5	5	3	4
小学2年生	5	5	5	4	3
小学3年生	3	5	4	5	4
小学4年生	2	3	5	4	5
小学5年生	5	3	3	5	4
小学6年生	5	4	3	3	4
B. 確保提供数	0	0	0	0	0
差異(B-A)	△28	△26	△27	△24	△18

【確保の方策】

本事業は、第1期計画時のニーズ調査から引き続き利用の希望があるものの、専用区画の確保や、放課後児童支援員有資格者の確保などから、実施基準を満たす目途が立たないため実施できていません。

今後も実施基準など諸般の事情を総合的に勘案し、対応を検討します。

(11) 妊婦健康診査事業・妊産婦安心出産事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

また、町外の医療機関を受診する際の交通費、宿泊費の助成を行う妊産婦安心出産事業も実施しています。

【量の見込み】

（年・実人数／延回数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診者数	7	7	7	8	8
受診件数	98	98	98	112	112

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います

(12) 不妊治療等助成事業

国内における不妊治療のうち、厚生労働省において告示された先進不妊治療については、治療費が高額であることから、先進不妊治療に要する費用等の一部を助成する事業です。

【実施状況】

令和6年度より実施しています。

【確保の方策】

子どもを望む夫婦の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産むことができる環境づくりを推進します。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実施状況】

奥尻町では実施していません。

【確保の方策】

国の動向に応じて、助成を実施していきます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施状況】

奥尻町では実施していません。

【確保の方策】

児童数を勘案して、民間事業者の参入はないものと見込まれますが、事業者からの申請があれば、必要に応じて事業を展開することとします。

6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子ども的人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 認定こども園の普及及び推進

子ども・子育て新制度では、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）が改正され、次のような認定こども園制度の改善が行われています。

○幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化を行い、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけする。

○既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進します。

○幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）となります。

○認定こども園の財政措置を「施設給付型」に一本化する。

奥尻町には、現在認定こども園はありませんが、奥尻幼稚園及び青苗幼稚園の老朽化に伴い、令和5年度に子育て施設あり方検討委員会が開催され、認定こども園建設について答申がされたところです。

今後、入園する園児の数や就学前教育・保育施設整備交付金の活用といった財源の確保等を勘案しつつ、幼稚園の統廃合、認定こども園への移行に向け、計画期間中の基本設計、実施設計の執行に向けた検討をします。

(2) 幼児期の学校教育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

幼稚園及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、社会福祉士や保健師、療育指導員も交えた職員の協働体制を継続し、幼稚園から小学校へ円滑に移行できる連携体制を維持します。

(3) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を継続します。

7. 援助を必要とする子どもへの支援

援助を必要とする子どもや家庭に対する福祉の向上を図ります。また、児童虐待の防止に向けた取組みを強化するとともに、ひとり親家庭や障がい児とその家庭に対して適切な支援を行ないます。

(1) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

- 関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。
- 発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。
- 社会的養護施策との連携を図ります。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定する自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

③ 障害児施策の充実等

- 障害児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めます。
 - 障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めます。
- (自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害を含む)

(2) 子どもの貧困対策の推進

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

(1) 教育の充実

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置や学力の保障、関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、就学や学資の援助に取組み子どもの教育支援の充実を図ります。

① 学校を窓口とした専門性を有する機関等との連携

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどを学校に配置又は派遣し、学校では解決が困難な子どもたちが抱える問題に対し、助言・援助を行ないます。

② 学校教育による学力保障

全国学力・学習状況調査等を活用し、授業方法の工夫改善を継続的に進めるとともに、子どもたちの学ぶ意欲を高め、学力の向上を図ります。また、授業力向上や改善につながる研修を推進します。

③ キャリア教育の推進

児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、必要な意欲や能力を育てるとともに、地域の職場への理解を深めてもらうため、職場学習や職場体験等を実施するほか、資格取得のための講座やキャリアアップに寄与する学習機会の提供など、人材育成にもつながるキャリア教育を推進します。

④ 大学等進学に対する教育機会の確保

資格取得後、町内で医師や医療職員に従事する者に対して、一定期間の勤務を条件とした返還免除付き修学資金の貸付を行います。

⑤ 町立奥尻高校を対象とした支援

町立で運営している奥尻高校の生徒に対する昼食費や見学旅行費用の一部及び島留学生に対する交通費や下宿費等を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

⑥ 高等学校等就学支援金制度の活用

高等学校等就学支援金制度を周知し、就学支援金制度を活用した保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

⑦ 準要保護児童生徒就学援助

経済的な理由によって、小学校、中学校に就学することが困難であると認められる児童及び生徒の保護者に学用品費等を援助します。

なお、修学旅行の費用については、既に無償となっています。

⑧ 幼稚園一時預かり事業の充実

保護者の就業を支援するため、幼稚園の一時預かりを実施します。共働き世帯等に対する利用料の無償化や朝の預かり時間延長など事業の充実を図ります。

⑨ 要保護児童対策地域協議会の充実

虐待、いじめや不登校などの問題行動等の未然防止及び早期発見を図るため、関係機関相互の連携により適切な支援に繋がります。

⑩ 巡回児童相談の実施

発達に遅れがある児童及びその保護者を対象とした函館児童相談所による巡回児童相談及び発達検査を実施します。

⑪ 子ども発達支援事業の実施（奥尻町発達支援センター）

障がい児及び心身や言葉の発達に遅れがあり、その発達に心配のある子ども及びその保護者に対し、指導、支援、相談を行います。また、就学前後の連続性のある指導教育を進めるため、発達支援センター・幼稚園・小学校の連携に努めます。

⑫ 奥尻町特別支援教育連絡協議会の充実

幼稚園・小学校・中学校・高校において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に適切かつ効果的な指導体制の構築を図ります。

⑬ 放課後児童健全育成事業（放課後クラブ）開設の検討

保護者が就業している児童に対し、学校の余裕教室を利用して、遊びや学習の場を提供する放課後クラブの開設を検討します。

⑭ 幼稚園等の施設サービス運営の検討

奥尻・青苗幼稚園は、老朽化していることから、幼児教育と保育及び発達支援事業を一体的に提供する施設の在り方を検討していきます。

（２）保護者に対する就労の支援

保護者が就業することは、生活基盤を安定させるうえで重要であり、子どもたちへの貧困の連鎖を防ぐことに繋がります。

このことから、保護者の自立を図るため、就職のあっ旋、職業訓練などの就労の支援をします。

① 生活の安定と向上を図るための支援

保護者の雇用の安定や就職の促進を図るため、ハローワークなどの事業を活用した資格取得や職業能力を開発するための講座などの就業情報の提供を行ないます。

② ひとり親家庭等に対する就業支援

ハローワーク等と連携しながら、ひとり親家庭の父母に対する就業相談を推進します。

③ 特定求職者雇用開発助成制度の周知

生活困窮者や母子家庭の母を雇用する場合に特定求職者雇用開発助成金制度の活用を事業主に周知をします。

④ 母子父子自立支援員の周知

ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行なうため振興局に設置されている母子父子自立支援員制度の周知を図ります。

(3) 生活の支援

家庭の貧困の状況が社会的孤立を深めることなく、子どもが健全に育成され、深刻な状況に陥ることのないよう配慮するとともに、保護者に対する生活相談、交流機会の提供など妊娠・出産期から切れ目のない支援を行ないます。

① 妊娠・出産期・乳幼児期における支援

母子保健に関する相談に対応するため、子ども家庭センターによる妊娠期から子育て期までのニーズに対応した総合的な支援を行ないます。

また、妊娠届出の際に必要な情報提供、助言及び指導を行ないます。

② 妊産婦安心出産支援事業の実施

町外の医療機関を受診する妊産婦の健康診査及び出産準備に係る交通費・宿泊費の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。

③ 妊婦健康診査事業の実施

妊婦健康診査に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。

④ 未熟児療育医療給付事業の実施

未熟児の医療費を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、未熟児の健全な発育と療育を支援します。

⑤ 地域子育て支援事業の実施

乳幼児及びその保護者が交流する場を提供し、子育ての相談・情報提供・助言等を行ないます。

⑥ 乳幼児健康診査事業の実施

乳幼児の発育や栄養状態、先天性疾患を含む病気の有無、予防接種の時期や種類を確認し、適切なサポートに繋がります。また、保護者の抱えている課題を把握し、不安の緩和や精神的な支えとなり、健全な育児支援を図ります。

⑦ 乳幼児家庭全戸訪問事業の実施

乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭の適切なサービス提供に繋げるとともに、乳児家庭の孤立を防ぎ、健全な育成環境の確保に努めます。

⑧ 養育者の心身ケアの推進

函館児童相談所による巡回相談、北海道総合医療療育センターによる療育相談により養育者の心身ケアを図ります。

⑨ 子どもの居場所づくりの推進

地域の公共施設などを活用し、地域住民の協力により遊びや学び、体験交流等を行なうことで、子どもの居場所づくりを検討します。

⑩ おや?おや?安心システムの充実

幼稚園と保健・福祉などの関係機関の協働により、子育てが困難な家庭や虐待の危険性がある親子を早期に発見し、適切な支援に繋げる体制の充実に努めます。

⑪ 「生活就労サポートセンターひやま」との連携

北海道から委託を受けている「生活就労サポートセンターひやま」との連携により、生活困窮者の自立支援や小学生から高校生及び就学や就労をしていない子どもに対する学習支援を推進します。

(4) 経済的支援

経済的に厳しい状況にある子どもやその保護者に対して、各種手当の支給、貸付金、医療費負担の軽減などの制度の周知による経済的支援を行ないます。

① 児童扶養手当受給の支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図ることを目的に支給される児童扶養手当の着実な受給を支援します。

② 奨学資金の貸付

経済的な理由等により就学が困難な生徒・学生に対して、奨学資金の貸付けを行います。

③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の周知

ひとり親家庭の父母が、就労や児童の就学などで資金が必要になった場合に対象となる母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知を図ります。なお、貸付を実施するのは、北海道です。

④ 生活福祉資金貸付金制度の周知

低所得者等の経済的自立及び安定した生活を図ることを目的とした生活福祉資金貸付制度の周知を図ります。なお、貸付を実施するのは、社会福祉協議会です。

⑤ ひとり親家庭等医療費助成事業の実施

ひとり親家庭等の児童及び父母等に対して、医療費の自己負担相当分を助成します。

⑥ 子ども医療費助成事業の実施

就学前児童から中学生までの児童生徒に対して、医療費の自己負担相当分を助成します。また、助成対象の拡大を検討します。

⑦ 養育費の確保の推進

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも望ましい。

このことから、離婚後の養育費の支払いが適切に確保されるよう弁護士等による相談支援を推進します。

第5章

計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務(第3条)	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的におこなうこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

事業主の責務(第4条)	
事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育て支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。	

国民の責務(第5条)	
国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。	

一方、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律では、地方公共団体（都道府県や市町村等）及び国民の責務として、以下のとおり定めています。

地方公共団体の責務(第5条)	
地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。	

国民の責務(第6条)	
国民は、国又は地方公共団体が実施するこどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。	

2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民ひとり一人は地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3. 計画の推進に向けた連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を維持します。

第3期奥尻町子ども・子育て計画

令和7年度～令和11年度

発行編集 奥尻町くらし安心課福祉介護係
住 所 奥尻郡奥尻町字奥尻 428番地2
電話番号 01397-2-3408